

医療費控除を受けましょう

医療費控除とは？

一年間支払った医療費の総額に応じて環付申告すると所得税が還付されるものです。

一般的には10万円を超えないと医療費控除はできないと思われがちですが、所得によっては10万円未満の医療費でも控除できる場合があります。医療費控除を受けるためには、その支払いを証明する領収書等を確定申告書に添付するか提示することが必要です。チリもつもれば山となります。こつこつと医療関係の領収書を保存しておくことで確定申告時に医療費控除を受けることができるかもしれません。

対象

「生計を一にする」本人と生活をする配偶者その他親族（6親等内の血族および3親等内の姻族「基本的に経済的に独立していない事」が当年に支払った医療費。本人だけでなく、家族の医療費もまとめて控除できます。「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうわけではなく、勤務、修学、医療等の都合で別居している場合であっても生計を一にしているものとして取り扱われます。

対象となる医療費

いわゆる病気を治療するために実際に支払ったすべての費用、風邪薬の購入代金、マッサージ代金、通院費（交通費）、寝たきり時のおむつ代すべてを1年間分加算して申告できます。ポイントは美容の為の支出ではなく、健康維持のための支出だということです。歯科においては、金やポーセレンをつかった義歯の挿入、矯正に関しても不正咬合の歯列矯正のように身体の構造や機能の欠陥を是正する目的で行なわれるものはOK。

その年の1月1日から12月31日までに支払った医療費であること。

※今月中に治療が終わったが、その支払いが翌年になった場合には、その年中に実際に支払った金額に限られますので、翌年分の医療費控除の対象となります。

医療費控除対象金額

医療費総額から補填保険金を引き、そこから10万円か所得の5%のいずれか少ない金額をさらに差し引いたものが控除対象の金額（収入が年間200万円以上なら10万円だと思ってください）

医療費控除額の計算方法

$$\begin{array}{l} \text{その年中に} \\ \text{支払った} \\ \text{医療費} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険金などで} \\ \text{補てんされる金額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{A} \\ \text{(控除医療費)} \end{array}$$
$$\begin{array}{l} \text{A} \\ \text{(差引医療費)} \end{array} - \begin{array}{l} \text{10万円または} \\ \text{所得金額の5\%} \\ \text{(どちらか少ない額)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{医療費控除額} \\ \text{(最高200万円)} \end{array}$$

$$\begin{array}{l} \text{実際に支払った} \\ \text{医療費の合計額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険金などで補てん} \\ \text{される金額 (注1)} \end{array} - \begin{array}{l} \text{10万円} \\ \text{所得の5\%} \end{array} = \begin{array}{l} \text{医療費控除額} \\ \text{(最高で200万円)} \end{array}$$

(注1) 補填保険金とは、(1) 社会保険などから支給を受ける医療費、出産育児一時金などのほか、(2) 医療費の補てんを目的として事故の加害者から支払われる損害賠償金や生命保険契約などの医療保険金、入院費給付金などのことです。

(注2) 医療費控除により軽減される税額は、その人に適用される税率により異なります。

手続き

一般の給与所得者は還付申告（3/15以降もOK）、それ以外の人は確定申告。確定申告の期間中でなくても可能ですし、忘れていた場合も5年間まではさかのぼって申請することができます。

そんなに難しいものではないです。やってみましょう。